記 者 席 配 付 資 料
令和８年 11 月 27 日
復興防災部復興推進課

岩手県東日本大震災津波追悼式の開催について

東日本大震災津波から 16 年となる令和９年３月 11 日に、県として犠牲者を慰霊・追悼するため、「東日本大震災津波を語り継ぐ日条例」の趣旨にのっとり、盛岡市において、岩手県東日本大震災津波追悼式を開催します。

１　名　　称　岩手県東日本大震災津波追悼式

２　主　　催　岩手県

３　共　　催　岩手県市長会・岩手県町村会

４　日　　時　令和９年３月 11 日(木)　14:40～16:00 頃（予定）
※追悼式終了後、16:30～18:00 まで自由献花

５　式典会場　トーサイクラシックホール岩手(岩手県民会館）中ホール（盛岡市）

６　来賓等（予定）

・　政府来賓・県選出国会議員の他、県議会議長・県議会議員を始め、国の機関、県内の救助機関、復旧・復興に携わってこられた団体等に御案内を予定。

・　県民の方々も参列・献花いただける形とする。

７　式次第（予定）

・　開式
・　黙とう
・　式辞
・　追悼の辞
・　未来へのメッセージ
・　代表献花
・　式典参列者等献花

８　沿岸被災地における知事及び県議会議長による献花

３月 11 日午前中に高田松原津波復興祈念公園（陸前高田市）で、知事及び県議会議長による献花を実施。

９　取材案内等について

・　令和９年２月に、追悼式の取材案内を予定しており、取材申込や式次第の詳細等は、その際に改めてお知らせします。

・　追悼式の様子は、インターネットで生配信する予定です。

＜問合せ先電話番号＞
昆野 総括課長　019-629-6921
鈴木 伝承・発信担当課長　019-629-6945

※　「東日本大震災津波を語り継ぐ日条例」の内容は裏面のとおりです。

【参考】東日本大震災津波を語り継ぐ日条例

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災津波により、本県では、かつて経験したことのない被害を受け、突然に多くの大切な人を失いました。私たちは、自然災害はいつでもどこでも誰にでも起こりうることを知るとともに、家族や友人、地域、国内外の人たちとの絆や人と人とが支えあうことの大切さを改めて実感しました。

私たちは、東日本大震災津波の発災直後からこれまで、国内外から数多くの支援をいただきながら、復旧・復興に全力を挙げて取り組んできました。

今後も復興に向けた歩みは続いていきますが、二度と同じ悲劇を繰り返さないために、復興が果たされる日が来ても、東日本大震災津波の記憶を風化させることなく、東日本大震災津波を体験していない世代やこれから生まれてくる子どもたちにも、あの日の悲しみと教訓を伝承していく必要があります。

また、東日本大震災津波により亡くなった人々の果たせなかった想いを引き継ぎ、未来のために力を合わせてより良い地域を創造し築いていくことが重要です。

ここに私たちは、東日本大震災津波により亡くなった多くの尊い命に追悼の意を表し、東日本大震災津波の教訓を伝承するとともに、これまでの復興に向けた歩みの中で得られた多くの絆を大切にし、一人ひとりの大切な人に想いを寄せ、ふるさと岩手を築いていくことを誓い、東日本大震災津波を語り継ぐ日を定めます。

（東日本大震災津波を語り継ぐ日）

第１条　東日本大震災津波を語り継ぐ日は、３月 11 日とする。

（県の取組）

第２条　県は、東日本大震災津波を語り継ぐ日の趣旨を広く普及するとともに、その趣旨に沿った取組を行うよう努めるものとする。

２　県は、前項の取組を行うに当たっては、市町村その他の団体との連携に努めるものとする。

３　県は、市町村その他の団体が行う東日本大震災津波を語り継ぐ日の趣旨に沿った取組に対して、必要な協力を行うよう努めるものとする。

（県民の取組の促進）

第３条　県は、東日本大震災津波を語り継ぐ日の趣旨に沿った県民の自発的な取組の促進に努めるものとする。